

第204回宮城県都市計画審議会議事録

日 時：令和5年3月23日（木）
午後2時から午後3時10分まで
場 所：県行政庁舎4階 特別会議室
(Web併用)

○次第

1 開 会

2 報 告

第203回宮城県都市計画審議会議案の処理について

3 議案審議（4件）

議案第2386号 特殊建築物の敷地の位置について

議案第2387号 仙塩広域都市計画区域区分の変更について

議案第2388号 亘理都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

議案第2389号 山元都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

4 その他

5 閉 会

○出席委員

阿留多伎眞人	尚綱学院大学総合人間科学系教授
内田美穂	東北工業大学工学部教授
玉山直美	弁護士
増田聡	東北大学大学院経済学研究科教授
山田理恵	東北電子産業株式会社代表取締役社長
吉田朗	東北芸術工科大学教授
坂本修	農林水産省東北農政局長（代理）
田中由紀	国土交通省東北運輸局長（代理）
山本巧	国土交通省東北地方整備局長（代理）
原幸太郎	宮城県警察本部長（代理）
遠藤隼人	宮城県議会議員
佐々木功悦	宮城県議会議員
赤間次彦	宮城県市議会議長会会長（仙台市議会議長）

（以上13名、敬称略）

○審議結果

- ・議案第2386号 特殊建築物の敷地の位置について
- ・議案第2387号 仙塩広域都市計画区域区分の変更について
- ・議案第2388号 亘理都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- ・議案第2389号 山元都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

【議決】 原案を承認する。

1 開 会

○事務局（工藤総括） ただいまから第204回宮城県都市計画審議会を開催いたします。

（1）会議の成立

○事務局（工藤総括） 議事に入ります前に、委員の改選がございましたので、御紹介いたします。お手元の委員名簿を御覧下さい。宮城県議会議員の遠藤隼人（えんどう・はやと）委員です。続きまして、本日の会議の定足数でございますが、現時点におきまして、代理出席の方を含め、13名の委員の御出席をいただいております。定足数の十名を超えておりますので、都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。なお、菊池委員におかれましては、当初御出席の予定でしたが、急用により欠席される旨の御連絡をいただいております。本日は都市計画審議会の幹事であります本県土木部副部長の大宮が所用により欠席させていただきます。ここで傍聴される方々をお願いいたします。会議の傍聴に当たりましては、お手元に注意事項をお配りしておりますので、遵守いただきますようお願い申し上げます。

次に、Web会議システムで参加されている委員の皆様には3点お願いがございます。Web会議システムで参加されている委員の皆様には、注意事項を記載した資料を送付しておりますので、そちらを御覧ください。まず1点目、発言者の音声が聞き取りやすくなるよう、御発言の時以外は、常にマイクをミュートの状態にしてください。次に2点目、発言される際は、カメラに向かって挙手いただき、議長が指名するまで、挙手の状態でお待ちください。議長から指名を受けましたら、マイクのミュートを解除し、お名前をおっしゃってから、御発言ください。最後に3点目、各議案の採決に入りましたら、議長の採決の問いかけに対し、ミュートを解除して御異議の有無について御発声ください。御発声の後には再びミュートの状態に戻してください。なお、もし事務局の画面が映らなくなった場合は、復旧するまでそのままお待ちください。

続きまして、本日の配付資料についてですが、Web会議システムで参加されている委員の皆様には、事前に資料を送付させていただいておりますので、そちらを御準備願います。資料は全部で9種類ございます。座席図、委員名簿、議案書、議案書別冊、参考資料、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直しに関する事前報告資料、都市計画審議会条例、宮城県都市計画審議会議事運営規則、最後に第203回審議会議事録でございます。よろしいでしょうか。

先程、傍聴者の方から、この会議の内容について、録音及び撮影の申し出がありました。この場合、傍聴要領第2条第3項の規定により、会長の許可を得た場合に限り、録音及び撮影して良いことになっています。会議開始前に会長から録音の許可をいただいておりますので、委員の皆様も御了承ください。

それでは、審議をお願いしますが、会議の議長は、都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、会長が行うことになっておりますので、増田会長、よろしくをお願いいたします。

(2) 議事録署名人の指名

○増田議長 それでは、本日もよろしくお願ひいたします。初めに、本日の審議会の議事録署名人を指名させていただきます。吉田朗委員と遠藤隼人委員にお願ひいたします。

2 報告(第203回宮城県都市計画審議会議案の処理結果について)

○増田議長 続きまして、第203回の審議会における議案の処理状況について、事務局から報告願ひます。

○事務局(中嶋都市計画課長) それでは、前回議案の処理について報告いたします。お手元の議案書の2ページを御覧ください。前回の第203回都市計画審議会におきまして、議案第2384号「仙塩広域都市計画道路の変更について」及び議案第2385号「栗原都市計画道路の変更について」の2件を御審議いただきました。議案については、処理結果に記載のとおり、所定の手続きをすべて完了しております。以上でございます。

○増田議長 前回の議案については、予定通り処理が終わっているということで報告を終わりたいと思います。

3 議案審議

○増田議長 続きまして、議案審議に入ります。本日の議案は、議案第2386号、議案第2387号、議案第2388号、議案第2389号の4件となっております。円滑な議事運営に努めて参りますので、御協力をお願い申し上げます。

それでは、議案第2386号「特殊建築物の敷地の位置について」を議題といたします。事務局から議案の内容を説明願ひます。

議案第2386号 特殊建築物の敷地の位置について

○事務局(小出土木部副部長兼建築宅地課長) 建築宅地課から議案第2386号「特殊建築物の敷地の位置について」を御説明いたします。お手元の議案書3ページをお開きください。当議案は建築基準法第51条但し書きにより、特殊建築物の敷地の位置について御審議いただくものであります。同法第51条では、卸売市場や今回対象となる産業廃棄物処理施設などの特殊建築物については、都市計画区域内では都市計画において、その敷地の位置が決定しているもの以外の新築等を原則禁止しておりますが、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て都市計画上支障がないと認めて許可を行う場合は、新築等が可能とされております。

4ページをお開きください。今回御審議いただく施設の概要を記載しております。施設名称は株式会社カネミヤ産業廃棄物中間処理施設。建築主住所氏名は、仙台市宮城野区萩野町三丁目8番地の19京急プラザ603 株式会社カネミヤ代表取締役 大宮 康弘 でございます。敷地の位置は、多賀城市栄三丁目13番1。敷地面積は、4,813.18㎡。用途地域は工業専用地域になります。次に建築物の欄を御覧ください。建築物の用途は、産業廃棄物中間処理施設です。工事種別等は、既存の有価物のみを処理するリサイクル金属選別加工処理場の建築物を増築することなく利

用することから、用途変更となっております。構造、規模等はそれぞれ記載のとおりで、破碎処理廃棄物保管棟、管理事務所の合計2棟の建築物を用途変更します。次に処理施設、処理内容及び処理能力の欄を御覧ください。産業廃棄物の中間処理の内容を示しております。一台の破碎機により記載しております廃プラスチック類・木くずを処理し、処理量はそれぞれ記載のとおりです。今回の計画は、廃プラスチック・木くずの処理量が一日あたり5トンを超えるため建築基準法第51条但し書きの許可が必要となるものです。なおこの他に金属くず・ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くずも取り扱いますが、建築基準法第51条但し書きの許可が不要の廃棄物であるため、特に記載はしていません。

次に議案書の5ページを御覧ください。図面により施設の概要を御説明いたします。左上の位置図を御覧願います。仙塩広域都市計画総括図より赤で示しております。計画地は仙塩広域都市計画区域の東端に位置しております。次に左下の多賀城市都市計画総括図を御覧ください。計画地の用途地域は工業専用地域で仙台東部道路の仙台港北インターチェンジから直線で東へ約2キロメートル程度、仙台港フェリーターミナルから北東へ直線で1.5キロメートル程度のところに位置しております。また計画地北側の黒色の太線は幹線道路である県道仙台塩釜線でございます。次に右上の見取り図を御覧ください。計画地周辺には用途地域が工業専用地域であることから、プラスチックの処理工場、建設機械の整備工場、石油製品の運輸倉庫、食品の物流センター、複数のテナントが入る物流倉庫などが立地しております。また緑色の矢印は、搬出入道路を示しております。前面道路は市道原前線で幅員6.3メートル。主要な幹線道路である県道仙台塩釜線からの搬出入道路である市道工場街路二号線は幅員18メートルとなっております。

次に右下の配置図を御覧ください。敷地内の状況等を御説明いたします。着色しているのは、申請建築物でございます。申請建物1が破碎処理・廃棄物保管庫棟となります。廃棄物破碎機は自動ハンマーミル1台で、矢印によりその位置を示しております。搬入されるものは、電線製造業者や家屋解体業者から出る産業廃棄物で、これらをハンマーミルに投入し破碎するものです。ハンマーミルで破碎されたものは、廃プラスチックや木くずなどに分類され、処理後、保管容器に保管されることとなります。その後、廃プラスチック類は、製紙工場ボイラー用燃料として、木くずはセメント工場ボイラー用燃料として、金属くずなどは再生金属として、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くずはセメント製造原料として、それぞれ卸売出荷されます。搬出入のトラックは通常、一日当たり6台程度を見込んでおります。通常稼働時間は、午前8時から午後5時までの8時間を予定しておりますが、夜間工事が出る廃棄物に対応するため、24時間稼働する場合があります。申請建物2は、管理事務所となり、産業廃棄物管理票の管理や委託契約書等の作成を行います。

次に6ページを御覧ください。県の審査基準等に適合していることの御説明をします。

当県では建築基準法第51条の許可に当たっては、表の基準の1から10までの基準を定めて、申請に係る処理施設の位置等に関する審査を行っております。なお、基準11から15までについては、別途、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び県条例等において審査が行われるものですが、本審査会への付議に当たっては、当課としても内容を確認し、その適否について確認をしております。立地場所の基準から御説明をさせていただきます。基準1におきましては、施設が立地する多賀城市から市の都市計画上支障がない旨の回答を得ておりますが、多賀城市都市計画審議会から、当該地区は宮城県津波浸水想定地区となっているため、津波の襲来によって中間処理施設を囲っているフェンスが破壊され、中間処理後の破碎物が流出する恐れに留意願いたいとの懸念事項が示

されました。こちらについては許可に関わる審査基準ではございませんが、申請者にこのような懸念があったことを伝えるようにいたします。基準2につきましては、用途地域は工業専用地域となっております。基準3、4につきましては、工業専用地域でありますので対象外です。基準5から7につきましては、計画地の100メートルの範囲に教育文化施設、医療施設、社会福祉施設はございません。

次に搬出入道路等の基準について御説明いたします。基準8は前面道路の幅員基準で6mが必要となりますが、前面道路は市道原前線で6.3mとなります。基準9は主な幹線道路からの搬出入道路の幅員の基準となりますが、幹線道路である県道仙台塩釜線からの搬出入道路である市道工場街路二号線は幅員18mであり十分な幅員を有しています。基準10は主たる搬出入道路と通学路の重複についてですが、県道仙台塩釜線からの搬出入道路である両市道は通学路ではございません。

次の基準11から15までの環境対策について御説明いたします。基準11の飛散防止対策については、廃棄物の破砕処理及び保管を建物内で行うことから、周囲への飛散はしないものであります。なお、敷地周辺には屋外で行う金属類等の分別作業等による飛散防止のため1.5mから3mのフェンスが設けられており、飛散防止に寄与しております。基準12の振動及び騒音については、計画地が工業専用地域であることから、騒音規制法及び振動規制法に基づく規制はございませんが、任意で東西南北の敷地境界4点で予測評価を行い、騒音規制法における工業地域の規制値である65dB、振動規制法における工業地域の規制値である65dBの規制値内でした。基準13水質汚濁防止対策につきましては、廃棄物破砕処理の過程において排水は発生しません。また雨水排水は既設沈砂槽兼油分離槽を介して市道側溝へ排出されます。基準14の悪臭防止対策につきましては、悪臭の発生する廃棄物は処分の対象としておりません。基準15の住民説明会につきましては、産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱に基づき申請者が多賀城市と協議したうえで、令和4年4月5日から4月7日まで及び令和4年12月16日の2回実施しておりますが、施設立地に関する反対意見等は出されておられません。

以上のとおり県の審査基準である立地場所、搬出入道路、環境対策につきましては基準に適合しております。なお破棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可は令和5年4月に申請予定となっております。

以上で議案第2386号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○増田議長 只今、事務局から説明がありましたが、御意見や御質問等ありますでしょうか。

御意見等が無いようなので、この件についてお諮りいたしたいと思っております。議案2386号について原案のとおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○増田議長 それでは、御異議ないものと認め、本案については原案のとおり承認することに決定いたします。

【議決】 議案第2386号：原案のとおり承認する。(賛成13名、反対0名)

議案第2387号 仙塩広域都市計画区域区分の変更について

○増田議長 それでは、次に、議案第2387号「仙塩広域都市計画区域区分の変更について」を議題といたします。事務局から議案の内容を説明願います。

○事務局（中嶋都市計画課長） それでは、議案第2387号「仙塩広域都市計画区域区分の変更について」を御説明いたします。お手元の議案書8ページを御覧ください。今回の変更は「仙塩広域都市計画の区域区分」を変更するものです。区域区分とは、都市計画区域を、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に市街化を図るべき区域と、市街化を抑制すべき区域とに区分することをいいます。お手元の参考資料1ページをお開きください。仙塩広域都市計画区域では、昭和45年に区域区分を定め、その後7回の見直しを行ってまいりました。都市計画区域において定められる都市計画は、この整備、開発、及び保全の方針に即したものとしなければならないと都市計画法に定められております。現在の仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、平成30年5月に改訂しております。構成については、四角の1番目に示している通りです。四角の2番目、区域区分の方針「①人口の規模」については、市街化区域の概ねの人口が、表の赤の下線のとおり、平成27年の139万5千人から、令和7年には、140万4千人に増加すると推計しております。「②産業の規模」については、概ねの産業規模が同じく表の赤の下線のとおり、平成27年の2兆857億円から、令和7年には、2兆5,315億円に増加すると推計しております。

参考資料2ページを御覧ください。四角の1番目、区域区分を変更する場合の方針については、計画的な市街地整備の見通しがある区域を「特定保留地区」と「一般保留地区」に区分しております。丸の2番目「一般保留地区」は、整備、開発及び保全の方針に位置づける時点で、関係機関との調整は完了していないものの、事業を行う必要性と概ねの位置が決まっている地区のことで、今後、関係機関との調整が完了した段階で、市街化区域に編入する地区のことをいいます。今回市街化区域に編入する岩沼市内田地区は、この一般保留地区に位置づけられており、参考資料2ページ下段の赤の下線のとおり、都市機能の向上や基盤産業の活性化等を目的として商業・業務地の形成を図ることとしており、開発計画に基づく関係機関との調整が完了し、事業実施が確実となったことから、今回市街化区域に編入するものです。

議案書8ページにお戻りください。「2.人口フレーム」ですが、今回の内田地区は主に商業・業務系の土地利用であり、新たな住居系の開発はありませんが、既存の住居がある区域を併せて市街化区域に編入することから、その人口である7人を配分する人口に加算します。

議案書9ページをお開きください。図面下段にオレンジ色で旗揚げしている地区が、今回、市街化区域に編入する地区です。

議案書10ページをお開きください。上段に拡大図を示しております。左側に赤で囲んだところが今回、編入する区域です。参考資料3ページをお開きください。資料下段を御覧ください。当該地区では図面左側の主要地方道仙台岩沼線などの交通利便性を活かした商業系の事業が予定されております。市街化区域への編入面積は約5.5ヘクタールとなります。

以上で議案2387号の説明を終わります。縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○増田議長 只今、事務局から説明がありましたが、御意見や御質問等ありますでしょうか。

御意見等が無いようなので、この件についてお諮りいたしたいと思います。議案2387号について原案のとおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○増田議長 それでは、御異議ないものと認め、本案については原案のとおり承認することに決定いたします。

【議決】議案第2387号：原案のとおり承認する。(賛成13名、反対0名)

議案第2388号 亶理都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

○増田議長 それでは、次に、議案第2388号「亶理都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」を議題といたします。事務局から議案の内容を説明願います。

○事務局(中嶋都市計画課長) 議案の説明に入る前に「本県の都市計画区域」や「整備、開発及び保全の方針」について御説明いたします。

画面のスライドを御覧ください。スライドの3ページです。都市計画区域とは、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等の現状及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要のある区域のことであり、この都市計画区域の指定により、その区域において都市計画事業などが行われることとなります。都市計画区域は市町村ごとの行政区域にとらわれるものではなく、必要があるときは、複数の市町村にわたり、指定することができることとなっております。

スライド4ページです。本県には12の都市計画区域があり、全てにおいて「整備、開発及び保全の方針」を策定しております。ピンク色で示している仙塩広域、石巻広域都市計画区域では、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域を指定する、区域区分を定めております。水色やオレンジ色で示している区域は区域区分を定めていない都市計画区域です。今回の2つの議案は、こちらに該当します。12の都市計画区域の県全体に占める面積の割合は約29%、人口割合では約90%となっております。

スライド5ページです。都市計画区域マスタープラン「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、都市計画の基本的な方針を定めるもので、都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするものです。都市計画区域において定められる都市計画は、この整備、開発及び保全の方針に即したものでなければならぬと都市計画法に規定されております。この方針は、おおむね20年後の都市の姿を展望したうえで、都市計画の基本的方向を定めるもので、都市施設、市街地開発事業等については、おおむね10年以内に整備するものを整備の目標として示すこととなっております。

スライド6ページです。整備、開発及び保全の方針の標準的な構成です。1点目は「都市計画の目標」で、ここには人口と産業規模の現況及び将来の見通しを記載します。2点目は「区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」で、ここには「区域区分」いわゆる「市街化区域及び

市街化調整区域」の決定の有無と、それを定める際の方針を記載します。3点目は「主要な都市計画の決定の方針」で、用途地域、地区計画等の土地利用に関するものや、道路や下水道等の都市施設に関するものなどについて、決定の方針を記載します。このような構成で「整備、開発及び保全の方針」を作成することとしております。

スライド7ページです。今回の議案である亘理都市計画区域は、平成29年に整備、開発及び保全の方針を見直しており、5年以上が経過していることや、当該沿岸部が東日本大震災により甚大な被害を受け、その復旧・復興事業がおおむね完了し、土地利用や都市施設が大きく変化していることなどから都市計画基礎調査を実施し、今回、見直しを行うものです。

続きまして、別冊の「亘理都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）」を御覧願います。右下表示のページ数の3ページをお開きください。「亘理都市計画区域におけるまちづくりの基本的考え方」について、4点の項目を記載しております。1点目は【人口減少・超高齢社会に対応した持続可能なまちづくり】、2点目は【災害の教訓を活かした、安全で安心して暮らせるまちづくり】、3点目は【交流人口の拡大に向けた地域資源の再生・創出・活用を図るまちづくり】4点目は【「富県宮城」の実現を図るべく、地域経済の更なる成長に向けたまちづくり】です。亘理地区では、このような基本的考え方のもとで都市計画区域の整備、開発及び保全を推進することとしております。

右下「4ページ」をお開き願います。「1.都市計画の目標」の「①目標年次」は令和22年としております。「②都市計画区域の範囲及び規模」は、行政区域の一部である約7千haとしております。また、「都市計画区域のおおむねの人口」は、令和22年には約2万7千7百人になると予測しております。

右下「5ページ」を御覧願います。「(2)都市づくりの基本方針及び将来像」については、四角囲みに掲げる4点を考えており、これらの基本的な方向性を踏まえ、本区域の将来像を「安心して住み続けられる安全なまちづくり」としております。

右下「6ページ」をお開き願います。亘理都市計画区域における将来の都市構造を示したものです。公共公益拠点として、図の中央に紫色で示した町役場周辺を位置づけます。観光・交流拠点として図の右側に赤丸で示した鳥の海周辺を、歴史・文化拠点として図の左側に青の丸で示した三十三間堂官衙遺跡などを、工業拠点として図の中央に水色で示した亘理中央地区工業団地周辺などをそれぞれ位置づけます。また、これらの拠点を結ぶ鉄道軸、幹線道路軸として、JR常磐線及び主要地方道路などを、地域間連携軸として荒浜港今泉線などの一般県道や各都市計画道路を位置づけます。土地利用については、赤線で囲んだ亘理駅周辺、逢隈駅周辺、荒浜地区等を市街地ゾーンに位置づけます。また、田園・集落活用ゾーンとして中央部に広がる薄い緑色の部分を、自然環境保全・活用ゾーンとして山間部等の濃い緑色で塗られた部分を位置づけます。このような都市機能の位置づけによりコンパクトで機能的なまちづくりを実現していきたいと考えております。

右下「9ページ」をお開き願います。「2.区域区分の決定の有無」ですが、本区域では都市規模が比較的小さく、かつ、人口が減少すると予測され今後も無秩序な市街化が進行する可能性は低いことから、区域区分を定めないものとします。

右下「10ページ」をお開き願います。これ以降は「主要な都市計画の決定方針」について記載しております。「(1)土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」ですが、本区域では、都市基盤が整っている既存・新規市街地に行政・商業等の都市機能の集積を進め、無秩序な機能拡散

を防ぎ、コンパクトなまちづくりを進めることとしております。

右下「11ページ」を御覧願います。「(2)都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針」ですが、「1)交通施設」については、自動車専用道路や国道などの本区域の骨格を形成する既存道路ネットワークのほか、JR常磐線も含めた総合的な交通ネットワークを活用するとともに、少子高齢化に対応するようデマンド型交通等の公共交通ネットワークの維持・充実に取り組むこととしております。

右下「12ページ」をお開き願います。「(2)下水道」については、公共下水道及びその他の下水道類似施設等の汚水処理施設を組合せ整備するとともに、市街化の動向及び見通しと十分に整合、調整を図り、全ての計画区域について処理可能となるよう効率的な施設整備を行うとともに、雨水管の整備による内水対策を推進することとしております。

「(3)自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針」ですが、本区域の優れた自然環境、都市景観、郷土景観を構成する丘陵地、河川、海岸等の保全を図るとともに、整備された公園・緑地の保全・活用や、住民参加による維持管理を促進し、海・山・川の優れた自然と調和した都市の形成を目指します。

右下「13ページ」を御覧願います。「(4)防災に関する都市計画の決定の方針」ですが、東日本大震災や自然災害の激甚化を踏まえ、災害による被害を低減し、被災時にも早期の復興が可能となるよう、整備された防潮堤や高盛土道路等による多重防御や避難路の活用により、災害に強く安全な都市構造への転換を進めます。

併せて、東日本大震災の被害の実状と教訓の伝承等による地震・津波に対する防災意識の醸成等に努めることとしております。

以上で議案2388号の説明を終わります。縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○増田議長 只今、事務局から説明がありました。御意見や御質問等ありますでしょうか。

この次の議案とも関係があることですが、仙塩広域都市計画区域のように複数の市町村を跨いだまとまりのある区域に含まれず、亘理山元の二つの地区の整備、開発及び保全方針が別々に議案とされている歴史的経緯のようなものを教えて貰えるでしょうか。

○事務局(中嶋都市計画課長) 亘理山元地区といいますと、仙南地区とは山を挟んで地形的に離れており、どちらかというとな仙塩広域都市計画区域に近いものだと考えています。そのため、仙台以南のすべての市町を一つの都市計画区域として捉えているわけではなく、地理的な線引きとして仙塩広域都市計画区域があって、別に地域的に近い整理である亘理山元の都市計画区域を策定したと考えております。

○増田議長 時間的評価と地域の特徴でということですね。他に何かございますでしょうか。

○吉田委員 一点確認したいのですが、都市施設の整備に関する都市計画の決定の方針において、交通施設のところで、常磐線との接続・乗り換えということは今後重視していくことになると思われませんが、今回の資料の中に駅前広場についての記載が無いようですが、その部分についてはどのよ

うにお考えなのでしょうか。

○事務局（中嶋都市計画課長） 今後の人口減少、高齢化社会を考えますと、車に過度に頼らない公共交通というものは大切であると考えています。当地域においても、公共交通の役割は欠かすことのできないものであると考えており、それにアクセスするための駅前広場等は重要であると考えております。現状としては亙理駅の前に駅前広場があり、都市計画として決定されております。地域全体を考えたときに特に仙塩広域都市計画から離れている市町村については、少子高齢化の影響を考えながら鉄道やバスなどを重要なものとして位置づけていく必要があると考えています。

○内田委員 下水道の都市計画の主要な施設の整備目標についてですが、概ね10年以内を実施すると記載がありますが、この10年というのは計画の策定か着手か完了か、どの段階を実行することを指しているのでしょうか。

○事務局（中嶋都市計画課長） 今後10年以内に工事の着手を行っているものを対象に記載しております。特に亙理流域の公共下水道につきましては、範囲もかなり広く、一部分の工事だけでは終わりませんので、今後、区域の中で優先順位をつけながら整備を行っていくものです。

○阿留多伎委員 道路について、3・4・3南町鹿島線を10年以内に整備することですが、図面上どこの位置になるのか教えていただければと思います。4ページの図でこの部分と示していただければと思います。

（事務局が図上で示す）

○増田議長 今の図にもありましたが、右端に観光交流拠点というものがありますが、いまだれくらい鳥の海周辺地域には開発が戻ってきていて、今後10年以内にどのような形になっていくと見込んでいるのか教えていただきたいです。

○事務局（中嶋都市計画課長） 観光・交流拠点につきましては、元々の地域は東日本大震災で大きな被害を受けた場所でございます。それ以降、亙理町の中で複数のプロジェクトを計画し、整備を行っていると同っております。

○増田議長 過去それなりに人を集めていた地域ですので、早く人々が戻ってきてくれればと思います。他にどなたか御意見はありますか。もし無いようであれば、お諮りいたしたいと思います。議案2388号について原案のとおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

○増田議長 それでは、御異議ないものと認め、本案については原案のとおり承認することに決定いたします。

【議決】議案第2388号：原案のとおり承認する。（賛成13名、反対0名）

議案第2389号 山元都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

○増田議長 それでは、次に、議案第2389号「山元都市計画区域の整備、開発及び保全方針の変更について」を議題といたします。事務局から議案の内容を説明願います。

○事務局（中嶋都市計画課長） 今回の議案である山元都市計画区域は、先ほどの亶理都市計画区域と同様、平成29年に整備、開発及び保全の方針を見直ししており、5年以上が経過していることや、当該沿岸部が東日本大震災により甚大な被害を受け、その復旧・復興事業が概ね完了し、土地利用や都市施設が大きく変化していることなどから、都市計画基礎調査を実施し、今回、見直しを行うものです。

別冊の「山元都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）」を御覧願います。右下表示のページ数の「17ページ」をお開きください。「山元都市計画区域におけるまちづくりの基本的な考え方」について、4点の項目を記載しております。1点目は【人口減少・超高齢化社会への対応】、2点目は【災害対策の強化】、3点目は【地域資源の再生・創出・活用】、4点目は【富県宮城の実現】です。山元町では、このような基本的考えのもとで山元都市計画区域の整備、開発及び保全を推進することとしております。

右下「18ページ」をお開きください。「1.都市計画の目標」の「①目標年次」は令和22年としております。「②都市計画区域の範囲及び規模」は行政区域の全域である約6千5百haとしております。また、「都市計画区域のおおむねの人口」は、令和22年には約8千7百人になると予測しております。

右下「19ページ」をお開きください。「(2)都市づくりの基本方針及び将来像」については、四角囲み内に掲げる4点を考えており、これらの基本的な方向性を踏まえ、本区域の将来像を「安心・快適なつながりを大切にするまちづくり」としております。

右下「20ページ」をお開きください。山元都市計画区域における将来都市構造を示したものです。公共公益拠点として、図の中央付近に紫色で示した町役場周辺及び坂元支所周辺を位置づけます。その他、凡例の通り、商業・地域交流拠点や、医療福祉拠点、産業拠点、自然環境・交流拠点、歴史・文化拠点をそれぞれ位置づけます。これらの拠点を結ぶ鉄道軸としてJR常磐線を、広域連携軸として常磐自動車道や国道6号を、それぞれ位置づけます。

土地利用については、市街地ゾーンとして黄色で示した山下駅、坂元駅及び宮城病院周辺の新市街地を位置づけます。その他、凡例のとおり、田園・集落活用ゾーンや、自然環境保全・活用ゾーンをそれぞれ位置づけます。このような都市機能の位置づけにより、コンパクトで機能的なまちづくりを実現していきたいと考えております。

右下「23ページ」をお開き願います。「2 区域区分の決定の有無」ですが、本区域では都市規模が比較的小さく、かつ、人口が減少すると予測され、今後も無秩序な市街化が進行する可能性は低いことから、区域区分を定めないものとします。

右下「24ページ」をお開き願います。これ以降は、「主要な都市計画の決定の方針」について記載しております。「(1)土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」ですが、内陸側に整

備された新たな市街地となる山下駅周辺、坂元駅周辺、宮城病院周辺では、付近の既存集落も含めた居住環境の保全を図るため、用途地域、地区計画を含めた適切な土地利用を誘導することとしております。

右下「25ページ」を御覧願います。「(2)都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針」ですが、「1)交通施設」については、自動車専用道路や国道などの本区域の骨格を形成する道路ネットワークのほか、JR常磐線を含めた総合的な交通ネットワークを活用するとともに、少子高齢化に対応するよう町民バス、デマンド型交通等の公共交通ネットワークの形成・活用に努めることとしております。「2)下水道」については、公共下水道及びそのほかの下水道類似施設等の污水处理施設を組合せ整備するとともに、市街化の動向及び見通しと十分に整合、調整を図り、全ての計画区域について処理可能となるよう効率的な施設整備を行うこととしております。

右下「26ページ」を御覧願います。「(3)自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針」ですが、本区域の優れた自然環境等を構成する丘陵地、河川、海岸等の保全を図るとともに、整備された公園・緑地の保全・活用、住民参加による維持管理を促進し、悠々とした緑豊かな都市の形成を目指します。

右下「27ページ」を御覧願います。「(4)防災に関する都市計画の決定の方針」ですが、東日本大震災や自然災害の激甚化を踏まえ、災害による被害を低減し、被災時にも早期の復興が可能となるよう、整備された防潮堤や高盛土道路等による多重防御や避難路の活用により、災害に強く安全な都市構造への転換を進めます。あわせて、東日本大震災の被害の実状と教訓の伝承等による地震・津波に対する防災意識の醸成などに努めることとしております。

以上で議案2389号の説明を終わります。縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○増田議長 只今、事務局から説明がありました。御意見や御質問等ありますでしょうか。

○吉田委員 20ページ記載の将来都市構造についてですが、ここにオレンジ色の破線で避難路が示されております。この避難路の中の何本かは、都市計画道路として位置づけられるものなのでしょうか。

○事務局(中嶋都市計画課長) こちらにつきまして、現在、都市計画決定しているものはありません。

○吉田委員 防災の考え方次第ではあるとは思いますが、避難路だけに使用するのではなく、避難路も兼ねた、地域の骨格的な道路となるようなところは、何本かは都市計画決定する必要があるのではないかとと思うのですが、県として避難路というものの都市計画上の位置づけはどのように考えているのでしょうか。

○事務局(中嶋都市計画課長) すべての避難路を都市計画決定すべきとまでは思っておりません。各々の地域によって整備の手順や考え方は様々あると思いますので、基本的には各市町村の考え方をもとに都市計画決定の是非を判断すべきと思っております。山元町につきましては、現在のところ

る、避難路として都市計画決定している道路はないという状況でございます。

○阿留多伎委員 今の吉田委員の質問と関連するのですが、山元町は避難路という表記がございますが、亙理町の方は、同じような都市構造なのに避難路の表示が無かったと思うのですが、亙理町と山元町とで避難路の有り無しの違いが生じているのはなぜでしょうか。

○事務局（中嶋都市計画課長） 亙理町でも避難路として位置付けている道路はございます。将来の都市構造の中でどのようなところにスポットを当てて表記していくかということが論点だと思います。避難路等の防災に関する考え方は重要であるという前提のもとで、各市町村がどのような表記の仕方をするのかという部分を県として統一するのではなく、市町村と適宜確認を重ねながらこのような表現の方法にしているということでございます。

○増田議長 今の話と似ているのですが、19ページに山元町の将来像の話が記載されており、同様に亙理町の将来像について5ページに記載があります。都市づくりの基本方針で山元町は「安心・快適なつながりを大切にするまちづくり」であり、亙理町は「安心して住み続けられる安全なまちづくり」と微妙に表現が異なるのでそれぞれの地域特性みたいなものが多分どこかに織り込まれていて、常磐自動車道と常磐線の位置関係のようなもので人々の移動状況が異なるので、定住型なのかつながり型なのかという表現の違いがあるのではないかと考えているのですが、どうでしょうか。

○事務局（中嶋都市計画課長） この将来像は、市町村の定めている例えば都市計画マスタープランなどをベースに、これはと思う言葉を拾いながら、市町村の担当者と調整して文言を作成しております。やはり、おっしゃるとおり地域特性がございますので、できるだけそういった地域特性を表現できるような言葉で記載したということでございます。

○増田議長 他にどなたか御意見はありますか。もし無いようであれば、お諮りいたしたいと思えます。議案2389号について原案のとおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

○増田議長 それでは、御異議ないものと認め、本案については原案のとおり承認することに決定いたします。

【議決】 議案第2389号：原案のとおり承認する。（賛成13名、反対0名）

○増田議長 以上で本日予定していた審議案件はすべて終了でございます。事務局から他に何かございますか。

○事務局（中嶋都市計画課長） 次回の都市計画審議会でお諮りしたいと考えている案件について簡単に御説明したいのですが、よろしいでしょうか。

○増田議長 分かりました。よろしく願いいたします。

○事務局（中嶋都市計画課長） それでは、御説明させていただきます。本県では先ほど御審議いただいた都市計画区域のほかに、登米・栗原・大郷の3つの都市計画区域の「整備、開発及び保全の方針」の変更を予定しております。

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直しに関する事前報告資料」を御覧ください。資料「4ページ」をお開き願います。登米・栗原・大郷の「整備、開発及び保全の方針」は、平成30年に見直しを行っております。今回の見直しは、令和2年度から実施している都市計画基礎調査に基づき素案を作成し、今年6月頃の都市計画審議会にお諮りしたいと考えております。

資料の「5ページ」から「9ページ」までは、登米・栗原・大郷の都市計画区域の都市構造について、記載しております。

「11ページ」から「13ページ」までは、各都市計画区域の人口、工業、商業の見直しを、「14ページ」には、今回の見直しの目的と方針を記載しております。また、お手元には変更素案の概要版と本編をお配りしております。次回の都市計画審議会にお諮りしたいと考えておりますので、後程、御確認いただければと思います。事務局からは以上です。

○増田議長 どなたか御意見や御質問はございますか。本件は本日の審議事項ではありませんが、何かあればお願いいたします。

特に無いようですが、本件は次回の審議会で付議される予定ですので皆様お目通しいただければと思います。それでは、以上で本日の会議を終了させていただきたいと思っております。御協力ありがとうございました。

○事務局（工藤総括） 以上をもちまして、第204回宮城県都市計画審議会を終了いたします。次回の開催日程につきましては、後日改めて連絡を申し上げます。本日はありがとうございました。

令和5年3月23日（木）午後3時10分 閉会